

福祉だより

⑯



児童扶養手当

手当を受けることができる方は、次の各号にあてはまる18才未満の児童（障害児は20才未満）を監護している母、または母にかわってその児童を養育している方（養育者）です。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童で、公的年金の加算対象となっていない児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童で父から認知されてない児童
- ⑧ 父母ともに不明の児童

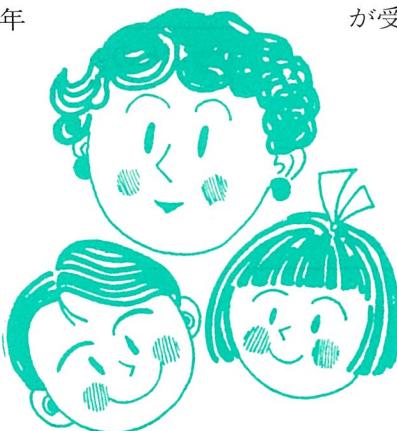
ただし、上の条件にあてはまつても、下記のような場合は手当の支給が受けられない場合があります。

- ① 対象児童が、母の配偶者（内縁関係等を含む）に養育されている時
- ② 対象児童や、手当を受けようとする母または養育者が国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金等公的年金を受けることができる時

また、一定額以上の所得がある場合、手当の支給が制限または停止されることがあります。

支給額

- 児童1人の時は、月額37,000円です。
- 児童2人の時は、月額42,000円で、児童3人以上の時は1人につき月額2,000円加算します。



手当を受けることができる方は、20才未満で身体や精神に一定の障害をもつ児童の父か母、または父母にかわって児童を養育している方（養育者）です。

ただし、下記のような場合は手当の支給が受けられません。

- ① 対象児童や、手当を受けようとする父、母または養育者が、日本国内に住所がない時
- ② 対象児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができる時
- ③ 対象児童が、児童福祉施設等（保育所・通園施設・肢体不自由児施設の母子入所を除く）に入所している時

また、一定額以上の所得がある場合には支給は停止されます。

問合せ

住民福祉課福祉係

☎ ⑯ 1211 内線154

“ゆうあい号”運転手つきで派遣

運転する人がいない世帯でも利用できます。



申込・町社会福祉協議会 ☎ ⑯ 1358

5月31日(金)は、国民年金保険料5月分の納期です。